

令和4年5月31日

保護者の皆様

米沢市立窪田小学校

校長 佐々木 英明

米沢市立窪田小学校いじめ防止基本方針の概要について

日頃より学校運営にご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、本校のいじめ防止基本方針について以下のようにご報告させていただきます。

つきましては、内容のご確認とともに趣旨をご理解いただき、いじめ防止に向けてよりいっそうのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 はじめに

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、関係機関との連携を図りながら、いじめ問題の克服に向け未然防止、早期発見、早期対応、組織的対応に全力で取り組むものとする。

<いじめの定義>

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、該当するか否かを判断する
- ・好意で行った行為が、相手に苦痛を感じさせてしまった場合も、いじめに該当する。ただし、いじめという言葉を使わずに、柔軟に対応することも可能である

<いじめの態様>

- ①ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話（スマホ）で誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

2 いじめ防止等の基本的施策

○未然防止

- ・校内での組織的な対応、関係機関との連携
- ・道徳教育、体験活動の重視
- ・児童の主体的な取組の重視（自己決定の場、自己存在感を与える、共感的人間関係の育成）

○早期発見

- ・定期的なアンケート（6月、11月）
- ・教師と児童との日常的な会話（雑談や世間話から児童の心の状態を把握する）
- ・相談体制の充実

○早期対応

- ・校内での組織的な対応、関係機関との連携
- ・被害児童を徹底して守る体制の強化
- ・集団への働きかけ（被害者、加害者、観衆、傍観者）

○インターネットによるいじめへの対応

- ・情報モラル教育の充実
- ・学級、学年懇談会での啓蒙 研修会等の企画 等

【実態を知る】

○インターネットの
利用状況の把握

- ・掲示板
- ・メール
- ・SNS
など

【いじめの実態を知る】

- 情報モラル指導
- 家庭・地域・PTAとの連携
 - ・ネットでのトラブル把握
 - ・フィルタリング
 - ・研修会

【早期発見・早期対応】

- ・いじめのサイン
- ・相談体制の整備
- ・削除依頼
- ・被害防止の取組

3 重大事態への対応

重大事態とは 「生命・心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた場合
「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・自殺を図った場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

※関係機関との連携を図り、事実関係を明確にするための調査委員会を設ける

4 いじめへの対応と解消

○いじめへの対応

児童・保護者へのいじめアンケートの実施（6月、11月） ⇒ いじめの把握

⇒ 児童への聴き取り・保護者への連絡 ⇒ 校内いじめ対策委員会での検討

⇒ 関係児童への指導

○いじめの解消

- ①いじめに係る行為が止んでいること
 - ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
- ①②の要件を満たし、少なくとも3ヶ月以上経過していること